

## 原料費調整制度に基づく単位料金の調整について

【令和元年6月分】

令和元年5月1日  
沖縄ガス株式会社

### 原料費調整制度とは：

ガスの原料価格の変動に応じて、毎月、ガスの単位料金(1m<sup>3</sup>あたりの単価)を調整する制度です。原油価格や為替レート等外生的要因による原料価格の変動を迅速にガス料金に反映させる事を目的とし、一般ガス事業供給約款料金算定規則に基づくものです。

当社は、毎月、〔3. 調整単位料金の適用基準〕における算定期間の平均原料価格が基準平均原料価格(64,210円)を上回り又は下回る場合は、下記の通り単位料金の調整を行います。

1. 原料価格の変動 100円につき、1m<sup>3</sup>当たり 0.202円従量料金単価を調整します。
2. ※<sup>1</sup>平均原料価格が※<sup>2</sup>基準平均原料価格の1.6倍(102,740円)を超える場合は、※<sup>2</sup>基準平均原料価格の1.6倍(102,740円)を上限として調整します。
3. 調整単位料金の適用基準
  - ①1月～3月の原料費変動結果を 6月検針分の料金に反映します。
  - ②2月～4月の原料費変動結果を 7月検針分の料金に反映します。
  - ③3月～5月の原料費変動結果を 8月検針分の料金に反映します。
  - ④4月～6月の原料費変動結果を 9月検針分の料金に反映します。
  - ⑤5月～7月の原料費変動結果を 10月検針分の料金に反映します。
  - ⑥6月～8月の原料費変動結果を 11月検針分の料金に反映します。
  - ⑦7月～9月の原料費変動結果を 12月検針分の料金に反映します。
  - ⑧8月～10月の原料費変動結果を 翌年1月検針分の料金に反映します。
  - ⑨9月～11月の原料費変動結果を 翌年2月検針分の料金に反映します。
  - ⑩10月～12月の原料費変動結果を 翌年3月検針分の料金に反映します。
  - ⑪11月～翌年1月の原料費変動結果を 翌年4月検針分の料金に反映します。
  - ⑫12月～翌年2月の原料費変動結果を 翌年5月検針分の料金に反映します。

※<sup>1</sup>平均原料価格 = 52,330 円(トン当たり)算定期間：平成31年1月～平成31年3月

※<sup>2</sup>基準平均原料価格 = 64,210 円(トン当たり)

### ●原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}\langle \text{原料価格変動額} \rangle &= \text{※}^1 \text{平均原料価格} - \text{※}^2 \text{基準平均原料価格} \\ &= 52,330 \text{ 円/t} - 64,210 \text{ 円/t} \\ &= -11,880 \text{ 円/t} \\ &= -11,800 \text{ 円/t} \quad (\text{100円未満切捨て})\end{aligned}$$

### ●単位料金の調整額を算定

$$\begin{aligned}\langle \text{調整額} \rangle &= 0.202 \text{ 円/m}^3 \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \\ &= 0.202 \text{ 円/m}^3 \times (-11,800 \text{ 円/t}) / 100\text{円} \\ &= -23.84 \text{ 円/m}^3 \quad (\text{税抜:参考値}) \\ &= -25.75 \text{ 円/m}^3 \quad [\text{税込み}]\end{aligned}$$

### ●調整単位料金の算定

$$\langle \text{調整単位料金} \rangle = \text{基準単位料金} + \text{調整額}$$

※料金表の使用量区分をご参照ください。